

改定概要

更なる週休2日の質の向上を推進

定義	発注	積算	評価
週単位(完全週休2日)の導入 週単位を新設し、 更なる計画的な休日の取得を目指す 新規	月単位または通期で発注 当初予定価格は、次のいずれかで発注 ○月単位 補正あり ○通期 補正なし → 達成状況に応じ、設計変更	補正係数の改定 令和7年度国土交通省の補正係数見直しを反映 ○労務費 週単位の補正 新設 通期の補正 廃止 ○現場管理費 週単位の補正 新設	評価内容の見直し 通期の標準化及び週単位の新設に伴い、評価基準を見直し

▶▶ 令和8年4月以降起工の工事から適用

週単位(完全週休2日)の導入

<現場閉所>

- 対象期間の全ての週で、2日以上(原則、土日)の現場閉所を実施した状態
- 1週間の定義は「土曜から金曜まで」
- 受注者の責によらず、現場閉所予定日に作業せざるを得ない場合は、事前協議の上、同一週内で振替可能

例 地元との協議で土日の施工が必要となった場合

土	日	月	火	水	木	金	発注者へ事前連絡	土	日	月	火	水	木	金
閉所	閉所						達成	施工	施工	振休	振休			

※同一週内で振替の確保が困難な場合は、受発注者協議により週休2日期間対象外とすることができる



<週休2日の達成が難しい場合>

以下の制度を利用することが可能 ※受注者の責によらない場合に適用可能

- 振替休日(現場閉所予定日に作業せざるを得ない場合)
- 工期延期(工期に遅れが発生した場合)
- 対象外期間の設定(振替休日の設定・工期延期が困難な場合)

<交替制>

対象期間の全ての週で、従事した技術者及び技能労働者が2日以上の日を確保した状態

例 現場閉所が困難な工事

達成	土	日	月	火	水	木	金
従事者A		休日				休日	
従事者B			休日				休日
従事者C				休日			休日



交替しながら
1週間に2日以上の日を確保

補正係数の改定

現場管理費率の補正の新設

改定前 ※交替制も同様

現場閉所	労務費	現場管理費率
週単位	—	—
月単位	1.04	—
通期	1.02	—

改定後 ※交替制も同様

現場閉所	労務費	現場管理費率
週単位 <small>新規</small>	1.02	1.01
月単位	1.02	—
通期	—	—

予定価格への反映

予定価格は、通期(補正なし) または 月単位(補正あり) で積算し、達成状況に応じて契約変更

発注時 (予定価格)	工事完了時 達成状況 (設計変更)		
月単位 (補正あり)	通期 (減額変更)	月単位 (変更なし)	週単位 (増額変更)
通期 (補正なし)	通期 (変更なし)	月単位 (増額変更)	週単位 (増額変更)

評価の見直し

週休2日の実施内容にあわせて段階的に評価

改定前

評価者	考査項目	評価内容
監督員	工程管理 □ 休日の確保	月単位、通期の達成を評価
総括 監督員	工程管理 □ その他	月単位、通期の達成を評価

改定後

評価者	考査項目	評価内容
監督員	工程管理 □ 休日の確保	週単位、月単位、通期の達成を評価
総括 監督員	工程管理	週単位、月単位、通期の達成を 段階的に評価(※)
		週休2日未実施は 休日の確保が行われていないもの として評価

(※)ただし、他の事項で著しく低く又は高く評価する内容が確認される場合は、それも踏まえた評価とする。

その他

- 週休2日実施証明書の廃止
- 週休2日対象工事の現場表示の廃止
- 現場閉所、交替制の要領を統一